

白山市監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和2年3月26日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 小川 義昭

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 (1) 公の施設 白峰温泉総湯、白峰地域交流センター
指定管理者 特定非営利活動法人 白峰まちづくり協議会
所管部課名 観光文化スポーツ部 施設管理課
- (2) 公の施設 こがね荘
指定管理者 公益社団法人 白山市シルバー人材センター
所管部課名 健康福祉部 障害福祉課
- (3) 公の施設 あいのき児童センター
指定管理者 社会福祉法人 相木福祉会
所管部課名 健康福祉部 こども子育て課
- 2 監査実施日 (1) 令和元年10月10日(木)
(2) 令和元年12月 9日(月)
(3) 令和2年 2月 5日(水)
- 3 監査実施場所 (1) 白峰地域交流センター
(2) こがね荘
(3) あいのき児童センター
- 4 監査の範囲 平成30年度指定管理運営業務に伴う出納、その他事務の執行について
- 5 監査の執行者 監査委員 北田幸光
監査委員 小川義昭
- 6 監査の方法 平成30年度の指定管理運営業務に伴う出納、その他事務の執行状況が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。
監査を実施するにあたっては、指定管理者及び所管課から提出された監査資料について調査を行い、監査当日は、指定管理者関係者及び所管課長等から説明を受け質疑を行った。

7 監査の結果

指定管理運営業務に伴う出納、その他事務の執行状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。